最終更新日:2016年11月17日
株式会社ハウスドゥ
代表取締役社長 CEO 安藤　正弘
問合せ先:075-229-3200
証券コード:3457
http://www.housedo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様の豊かさ、社員の豊かさ、社会の豊かさを常に創造し、末永い繁栄と更なる幸福を追求します。」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。株主の権利を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
機関投資家及び海外投資家を含めた株主が議決権行使を行いやすい環境を提供することは必要であると認識しておりますが、現在の当社の株主構成等からその必要性・緊急性が低いと認識しているため、議決権電子行使プラットフォーム利用や招集通知の英訳を行っておりません。
今後の株主構成の変化等の状況に応じて対応を行っていきたいと考えております。

【補充原則4－10－1】
当社は、監査役会設置会社であり、現在、独立社外取締役の人数は、取締役会の過半数に達しておりませんが、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任し、企業経営に携わっている豊富な経験及び専門性の高い知識等をもとに、独立かつ客観的な立場からの適切な意見、助言及び指摘等を得たうえで、指名・報酬等を決定しており、取締役会の独立性は確保されております。
なお、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置等について、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとします。政策保有株式のうち、主要なものについては、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し取締役会において報告を行います。
また、議決権行使にあたっては、提案されている議案について株主価値の毀損に繋がるものではないかを確認し、賛否を決定して行使いたします。

【原則1－7】
当社は、毎年定期的に関連当事者取引の有無を確認しております。また、取引が競業取引及び利益相反取引などにあたる場合は、事前に取締役会において審議・決議を要することとしています。
関連当事者間の取引につきましては、有価証券報告書にて開示しております。

【原則3－1】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の企業理念や有価証券報告書、決算説明資料及び中期経営計画からなる経営戦略、経営計画については当社ホームページにて開示しておりますのでご参照ください。
http://www.housedo.co.jp/company/spirit.html
http://www.housedo.co.jp/ir/library.html

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
http://www.housedo.co.jp/ir/governance.html

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役報酬は原則として月例固定報酬としており、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で取締役会規程に基づき、取締役会の協議により決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定に寄与する能力の有無と適材適所の観点より総合的に検討し、独立社外取締役も出席する取締役会の承認を受けております。なお、監査役候補については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の取締役・監査役候補の指名理由は株主総会招集通知の参考書類をご覧ください。

【補充原則4－1－1】
当社は、法令・定款で定められた事項に、重要な事業計画、一定額以上の投融資及び固定資産の取得・処分など当社独自の重要事項を加え、取締役会規程に取締役会の決定事項を明確に定めております。取締役会決議事項以外業務執行については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に

より各事業担当の取締役や執行役員で決定して進めております。また、取締役会は委任した業務執行の状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。

【原則4－8】
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。企業経営者、学識経験者、不動産鑑定士という多彩な経験と見識を持っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たす資質を十分に備えております。

【原則4－9】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準とし、独立社外取締役を選定しております。また、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できることを満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグランドが異なる取締役で構成するとともに、迅速な意思決定を行うため、員数の上限を9名としております。
多様性については、経営に多様な価値観が反映されるよう性別・国籍などにとらわれることなく幅広い見地から人格・能力・経験・知識などを総合的に考えて、当社の取締役としてもっとも適任と思われる人物を候補者とする方針としております。

【補充原則4－11－2】
当社は、取締役の他社兼任につきましては利益相反取引の観点から、取締役会で審議することとしております。現在、当社以外の他の上場企業の役員を兼任しているものはおりません。また、社外役員の主な兼任状況は事業報告書等において適切に開示を行っており、兼任状況は取締役会や監査役会のために必要となる時間と労力から見て、合理的な範囲にあると考えております。

【補充原則4－11－3】
当社は全ての取締役及び監査役に対し、取締役会全体の実効性に関するアンケートを年1回実施し、その結果を取締役会にて報告しております。同アンケートでは、取締役会の構成や運営、ガバナンスのあり方などについて概ね肯定的な評価を得ており、取締役会の実効性について十分確保されていると認識しております。

【補充原則4－14－2】
社内役員に対しては、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、コンプライアンスや経営に関する有用情報等を提供しております。社外役員に対しては、当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に就任時に説明を行っております。また、職責や業務上必要な知識の習得のために様々な社内・社外の研修の機会を設けております。その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

【原則5－1】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しております。
当社では、管理統括本部管掌役員が、経営企画部、総務人事部及び財務経理部等のIR活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っております。また、経営企画部をIR担当部署として、IR体制を整備するとともに、年2回の決算説明会の実施のほか、株主・投資家の要請に応じて対話（面談）を逐次、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社AMC	3,473,000	40.98
安藤正弘	2,014,000	23.77
山口貴弘	220,200	2.60
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	134,300	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	131,500	1.55
金城泰然	100,000	1.18
ハウスドゥ従業員持株会	82,900	0.98
株式会社SBI証券	77,800	0.92
BANK LOMBARD ODIER AND CO LTD GENEVA	70,000	0.83
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	61,200	0.72

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	安藤正弘
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては行わない方針でありますが、実施する場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、その取引が当社グループにとって必要な取引であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、取引の是非を当社取締役会において決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安田　育生	他の会社の出身者											
出雲　豊博	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田　育生	○	―	長年にわたる金融機関、金融事業及びM&A等における企業経営者としての豊富な経験を有しており、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。
出雲　豊博	○	―	長年にわたる金融機関、不動産会社勤務の経歴や不動産鑑定士及び企業経営者としての豊富な経験を有しており、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利

			益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は3名で構成され、うち非常勤監査役2名は社外監査役となっております。
監査役は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、効率的かつ質の高い監査を実施するため、監査役会を毎月1回開催し、監査計画の策定、並びに監査の実施状況等を検討するなど監査役相互の情報の共有化を図っております。
会計監査人は京都監査法人を選任し監査を受けております。
内部監査は代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、2名を配置しております。
内部監査室は、年度監査計画に基づき、各部門の業務執行が法令・社内規則等に則り、適正かつ有効に行われていること等について、確認しております。業務監査又は会計監査により内部統制システムの有効性や業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門に対する監査を通じて、全社横断的に内部統制システムの運用状況を監査するとともに各監査結果のフォローアップを実施し、問題点の解決を図っております。
監査役は、会計監査人と四半期に一度会合を持ち、情報交換、意見交換を行い、お互いの監査状況を確認しております。また、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査の状況について報告を受けており、必要に応じて随時意見交換や情報交換を行っております。内部監査室は、会計監査人と定期的な情報交換、意見交換を行っております。以上の通り、監査役、会計監査人及び内部監査室は、互いに面識を持ち十分な情報交換を行っており、相互に連絡を取りながら効果的な監査の実施を行う体制にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本　邦義	他の会社の出身者													
吉田　豊道	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本　邦義	○	―	大手銀行での幅広い経験の他、中堅・中小企業支援の顧問契約型サービス会社代表としての活動実績を有しており、その経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。
吉田　豊道	○	―	監査法人での職務経験を有し、企業監査に関する豊富な業務経験と、企業経営に関する見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役等に対して、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を利用したストックオプションを付与しております。対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、取締役会において決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を利用したストックオプションを付与しております。各対象者への割当個数は、職責や貢献度等を考慮し、取締役会において決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬については、株主総会決議により報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬は、職責や貢献度等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会に関する事項は管理統括本部、監査役会に関する事項は内部監査室が事務局としてサポートを行っております。具体的には、取締役会及び監査役会の資料は事前に配布することとしており、十分に検討する時間を確保しております。また必要に応じて電子メール、電話等によりサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は取締役6名で構成され、うち2名は社外取締役であり、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。今後もより広い視野に基づいた経営意思決定と職務執行状況の監督が可能な体制作りを推進し、より迅速で的確な意思決定を行う体制づくりを整備してまいります。

b 監査役会・監査役

当社は、監査役会設置会社であります。監査役は3名で構成され、うち非常勤監査役2名は社外監査役となっております。監査役は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、株主総会や取締役会への出席や取締役・従業員・会計監査人からの報告収受等の法律上の権利行使の他、内部監査室との連携やグループ会議等の重要な会議への出席、店舗等への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

当社では、効率的で質の高い監査を実施するため、監査役会を毎月１回開催し、監査計画の策定、監査の実施状況等を検討するなど監査役相互の情報の共有化を図っております。

c グループ会議

店舗や事業部における問題点や業績動向の情報共有および重要事項の決定を目的として、原則として執行役員以上とし、必要に応じて議案に関係のある者をメンバーとした「グループ会議」を週１回開催しております。

d 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長１名、内部監査人１名を配置しております。

内部監査室は、業務監査、会計監査、特命監査により内部統制システムの有効性や業務プロセスの適正性、妥当性および効率性など業務執行部門に対する監査を通じて、全社横断的に内部統制システムの運用状況を監査するとともに各監査結果のフォローアップを実施し、問題点の解決を図っております。

e 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

（業務を執行した公認会計士の氏名）	（所属する監査法人）
味谷　祐司	京都監査法人
高田　佳和	京都監査法人

f リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社グループは、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるように、リスク管理規程において、以下の基本方針を定めております。

・当社グループは、リスク管理の実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していく。
・商品・サービスの品質と安全性の確保を最優先に、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会等の各利害関係者、並びに役職員の利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努める。
・社会全般において幅広く使用されているサービスを供給する者としての責任を自覚し、サービスを供給することを社会的使命として行動する。
・当社グループで役職員は、コンプライアンス規程をはじめとして、各種法令、規則等を遵守し、それぞれが自律的に、何が倫理的に正しい行為かを考え、その価値判断に基づき行動する。

これらの基本方針を実施するリスク管理体制として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントの方針や推進体制について検討しております。

また、コンプライアンスの実践を当社グループ経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンス規程に基づき代表取締役が委員長を務めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する組織体制の検討や重要なコンプライアンス上の課題の審議等を行っております。さらにはグループステートメント・行動規範を朝礼で朗読し、全役職員が日常業務において法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることができるよう周知徹底しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社は監査役制度を採用しております。また、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため社外役員（取締役及び監査役）を選任しており、取締役会において社外役員から助言・提言を受けることで経営効率の向上を図り、経営に対する監視・監督機能の強化を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、より多くの株主の皆様にご出席いただくため、集中日を避けるように留意して設定する方針であります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期決算発表時に、個人投資家向けに決算説明会を開催しております。また、必要に応じて随時開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期決算発表時に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催定しております。また、必要に応じて随時開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIR情報（http://www.housedo.co.jp/）にて、決算情報以外のIRニュース、適時開示資料、IRカレンダー、株式情報、電子公告等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRについては、経営企画部が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念（お客様の豊かさ、社員の豊かさ、社会の豊かさを常に創造し、末永い繁栄と更なる幸福を追求します。）、経営理念（お客様から必要とされ、お客様へ尽くします。）及び「ハウスドゥ！グループステートメント」（全10項目）、「行動規範」（全7項目）においてお客様、社員、社会等のステークホルダーの立場の尊重についての考え方等を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	京都議定書の発祥地、京都から発信された環境マネジメント規格であるKES（京都環境マネジメントシステムスタンダード）に登録を行い、環境改善活動に参画しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	a　IR基本方針 当社は、株主・投資家の皆さまに公平かつ適時、正確な情報開示を目指しております。情報の開示にあたっては、関係法令及び証券取引所規則等を遵守するとともに、当社の事業活動を幅広くご理解していただくため、経営方針、事業活動や財務情報等につきましても開示してまいります。 b　情報開示方針 当社は金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に従って開示を行ってまいります。また、関係法令に該当しない情報についても当社をご理解いただくうえで有用と判断される情報については可能な範囲で開示いたします。 c　情報開示方法 適時開示規則に基づく開示事項に該当する情報開示は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）への登録にて開示を行います。また、有価証券報告書等の開示書類は、金融庁による電子開示システム（EDINET）を通じて公表いたします。 なお、TDnetで公開した情報は、当社ホームページに速やかに掲載いたします。 d　IR活動沈黙期間 情報開示の公平性を確保するため、各四半期決算日の翌日から当該四半期決算発表までの期間を「IR活動沈黙期間」とし、この期間は、決算に関するお問い合わせへの回答やコメント等を控える予定であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、経営理念・グループステートメント、コンプライアンス規程その他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督します。また、職務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用します。さらに、職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、内部監査、監査役監査の実施により確認します。
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。また、反社会的勢力対応マニュアル等を制定して社内体制を整備し、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、外部監査人等が閲覧、謄写可能な状態とします。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めたリスク管理規程を制定し、当該規程に基づく当社グループのリスク管理体制を構築、運用します。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

d 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役会は毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき、重要事項について審議・決定を行います。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めています。

e 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行います。また、コンプライアンス規程及び関連規程に基づき、当社グループにおける業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とします。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととします。当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さないものとします。当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役の意見を尊重した上で行うものとします。

g 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行います。財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行います。また、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。

h 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反又は不正な行為を発見したときは、監査役に報告します。
なお、監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けない体制を確保することとします。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役と監査役の定期的な意見交換会を開催し、外部監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。また、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう務めます。

j 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、次のとおりであります。
株式会社ハウスドゥおよびハウスドゥ・グループ各社（以下「当社グループ」という。）は、営業成績を上げるために反社会的勢力と取引を行うこと、反社会的勢力を利用し苦情を処理することまたは取引を優位にすることなど、反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることを絶対に行わない。
当社グループ役員、従業員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。
b　反社会的勢力排除に向けた整備状況
(a) 対応部署および不当要求防止責任者の設置状況
総務人事部を対応部署とし、不当要求防止責任者を京都本店および東京本社で選任しております。
(b) 反社会的勢力排除の対応方法
イ　新規取引先・役職員

金額が僅少な場合を除き、インターネット上の情報検索や日経テレコンなどの民間の調査機関等を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査いたします。
取引の開始時等には、各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係を持った場合」の条項を明記することとしております。
ロ　既存取引先等
一年以上取引が発生していない取引先以外を対象として、定期的な調査・確認を実施しております。
ハ　既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合および疑いが生じた場合
反社会的勢力との関係を疑わせる事実が発見された場合は、所轄の警察又は暴力追放運動推進センターに対して、情報の提供を依頼し、さらに必要に応じて調査会社や弁護士等の外部専門家の利用を検討することとしております。なお、対応状況について、管理統括本部長はコンプライアンス委員会に報告し、情報共有を行うこととしております。
(c) 外部の専門機関との連携状況
当社は、弁護士と顧問契約を締結しており、反社会的勢力からの接触が判明した場合等、即座に対応できるように緊密な連携をとっております。
また、反社会的勢力からの接近があった場合には所轄警察署および暴力団追放運動推進センター等に相談する体制をとっております。
(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、反社会的勢力に関する情報を総務人事部において一元的に管理・蓄積することとしております。
(e) 研修活動の実施状況
当社は定期的な会議および研修の中で反社会的勢力排除に向けた取り組みの重要性について役職員に対して説明を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

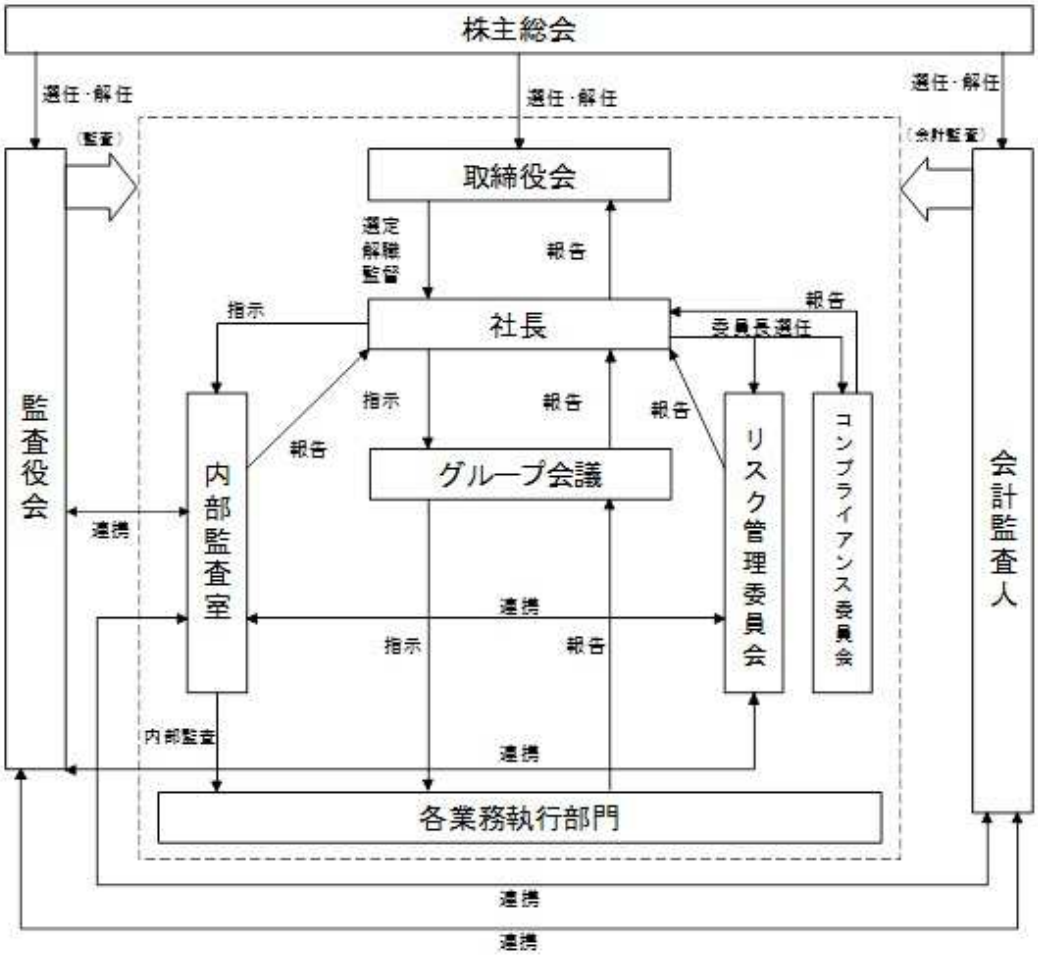
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

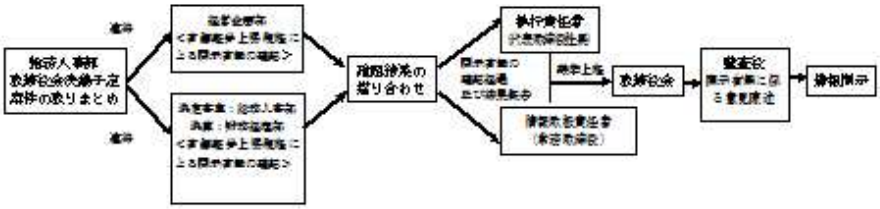
適時開示体制について

当社は金融商品取引法及び東京証券取引所が定める諸規則に則り、管理統括本部において会社情報を一元管理しております。適時に情報を提供するための体制として、適時開示が求められる会社情報のうち発生事実以外は、総務人事部、経営企画部より情報取扱責任者（管理統括本部長）に漏れなく報告され、取締役会で審議される体制となっております。また、発生事実は、各部門及びグループ会社から総務人事部に報告が行われ、情報取扱責任者が迅速に把握できる体制となっております。情報取扱責任者は、必要に応じて監査法人等の外部専門家の助言を得て開示要否の検討を行うこととしております。



c. 適時開示手続き

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

